

北一輝と 226 事件

JJ1SXA/池

北一輝は、1883 年 4 月 3 日、我が故郷、新潟県佐渡市両津湊(旧佐渡郡両津町湊)に生まれた昭和初期の思想家・社会運動家です。

当時、北の考えは「危険思想」とされ、北に直接の関与はないが、この主張等に感化された若手将校達による二・二六事件が起きたとされた。

1937 年 8 月 14 日、民間人でありながら、特設軍法会議にかけられ、理論的指導者の内の一人として叛乱罪により死刑判決を受け、5 日後、銃殺刑に処された。

民間人でありながら、何故軍法会議か？の答えは、「叛乱罪」は当時の刑法には無く、陸軍刑法・海軍刑法にあるのだ、(…これらの規定は陸軍・海軍刑法の適用を受ける陸軍・海軍軍人もしくはこれらに準ずる者のみに適用される…となっている)「叛乱罪により死刑」の結論ありきで、軍法会議で裁かれたとしか思えない。

処刑から 8 年を経た 1945 年、太平洋戦争は終戦を迎え、民主化・自由化が進む日本の戦後改革で、北の思想は実現を見た。

北は、明治維新の本義は民主主義にあると主張、明治憲法における天皇制を激しく批判、すなわち、**天皇の国民ではなく、国民の天皇である**とした。

国家体制は、基本的人権が尊重され、言論の自由が保証され、華族や貴族院に見られる階級制度は本来存在せず、また、男女平等社会、男女共同政治参画社会など、これらが明治維新の本質ではなかったのかと主張。

この達成に向け「維新革命」「国家改造」が必要であると自著で主張した。
主な著書は、「国体論及び純正社会主義」「日本改造法案大綱」「支那革命外史」
(全文は、HP にリンクしています：<http://www.inv.co.jp/~ike/240-201.html>)

以上が、北一輝の概略ですが、軍国主義真っ只中では、「危険思想」ととられたのは止むを得なかったのか？

226 事件は、陸軍皇道派の影響を受けた青年将校らが 1483 名の兵を率い、「昭和維新断行・尊皇討奸」を掲げて起こしたクーデター未遂事件で、反乱軍として制圧され首謀者は処刑されたが、民間人を軍法会議(軍人に準ずる者として、且つ非公開・弁護人なし・上告不可)にかけて死刑に処すとは、今の世の中では乱暴過ぎる話です、後世、彼の思想は間違っていなかったと評価されるも、時代が悪かった。

現代でも、栗栖弘臣統幕議長や田母神俊雄空幕長の更迭は本当に正しかったのか、彼等の主張に本当に誤りがあったのかは、もう少し先にならないとわからない。

ちなみに、226 事件のあった 1936 年 2 月 26 日は、私が、この世に生を受けた日から 1 ヶ月と 1 日経った日です、北一輝の生家まで、私の実家から、約 3 キロ、また、私が小学校就学前から小学校 3 年生まで、父の勤務の関係で 5 年間住んでいた借家からは約 30 メートル位、郷土の偉大な先輩に、親近感を覚え、畏敬の念を感じます。